東弁往来

第23回
法テラス愛知→法テラス東京

会員　寺林 智栄（60期）

2007年9月弁護士登録。東京弁護士会に入会。2008年9月，法テラス愛知法律事務所に着任し，同事務所にて常勤弁護士として勤務。任期満了により2012年1月東京弁護士会に登録換え。

1. 法テラスに赴任する前の当会での活動について

2007年9月に弁護士登録して，1年間，東京弁護士会に所属しておりました。この間，由岐・豊崎・榎本法律事務所（当時。現東京ブライト法律事務所）で養成を受け，家事事件や一般民事事件，債務整理事件を経験するとともに，刑事事件に積極的に取り組んでいました。会務としては，法教育委員会と刑事弁護委員会に所属して，活動しておりました。楽しくも充実した1年間でした。

2. 赴任に当たっての不安

私は，愛知県弁護士会本会では第1号のスタッフ弁護士として赴任することとなりました。縁もゆかりもない土地でした。

愛知は法テラス反対派が根強い地域と聞いていました。受け入れてもらえるのかと不安でした。しかし，「行けば何とかなるだろう」と，あまり構えずに赴任することにしました。

行ってみると，法テラス愛知地方事務所の皆さんは，「わからないことは何でも聞いてね」，「困ったことがあったら何でも言ってね」と，とても温かく迎えて下さいました。執行部の方々も，日替わりで地方事務所にいらしていました。愛知は，法律事務所と地方事務所が同じフロアで隣接して設置されているので，困ったことがあったら，地方事務所に飛んでいって，助けてもらいました。

愛知県弁護士会の弁護士の方々もとても親切に接してくだり，「来てみればなんとかなるもんだな」と実感しました。

3. 法テラス愛知地方事務所での業務について

私は，2009年5月からの被疑者国選対象事件の拡大や裁判員制度実施に対応可能な要員として，愛知に赴任しました。したがって，業務割合としては刑事事件の比重が高い状況でした。

また，愛知は，伝統的に(?)刑務所や拘置所からの出張法律相談の依頼が多い地域でした。一方で，

出張相談の依頼を受ける弁護士は不足していました。赴任2年目を過ぎたころからは，民事法律扶助課と協議しながら，出張法律相談の依頼にも数多く対応してきました。刑事施設に拘禁されている方の事件も，赴任中に5件ほど受任しました。

もちろん，家事事件や一般民事事件，債務整理事件も，法テラスのセンター相談に入って受任していました。

4. 愛知での会務活動について

私は，刑事弁護委員会や裁判員制度実施本部等に所属していました。

愛知では，刑事弁護委員会と法テラスの協議会が年1回開催されておりましたし，法テラスの国選事件の配点実務に委員の方々が非常に興味をもたれていました。自分が，微力ながら，橋渡し的な役目をしていたように思います。

5. 愛知での思い出や感想

先ほどもお話ししたように，私は，本会では第1号のスタッフとして赴任しました。事務局は私と同年代の女性で，法律事務所の仕事は初めてでした。新人弁護士一人，未経験者の事務局一人からスタートして，二人で試行錯誤しながら，事務所を切り盛りしてきました。何度か事務所の運営について困難な事情が生じたことがありましたが，その都度話し合い，執行部や地方事務所の皆さんなどに相談しながら乗り越えてきました。

個別の事件もさることながら，法テラス愛知法律事務所での一日一日が，私にとって思い出になっており，また，かけがえのない宝物になっています。

6. 法テラス東京法律事務所に赴任して

私は，任期を更新して，2012年1月から法テラス東京法律事務所に赴任しました。東京に戻るに当たって，東京弁護士会に復帰することにしました。

東京は国選の刑事事件が回ってこないと言われており，実際，今までの法テラス東京法律事務所では，それほど盛んに刑事事件を受任していなかったようです。

しかし，当の自分は，名簿に登録して配点を待っているに過ぎないのに，名古屋にいるとき以上に刑事事件の比重が高くなっています。否認事件をはじめ，困難な事件が多く回ってきます。この原稿を書いている時点で，裁判員対象事件も複数担当しています。

「東京にいても刑事事件はちゃんとできる」ということを，私自身が身をもって示すことができれば幸いです。

そのためにも，弁護士として成長していけるよう，今後も研鑽を積んでいきたいと考えております。

法テラス愛知法律事務所の事務局の方（写真左）とともに